

1. 熱中症予防対策に資すると認められる物品例

	分類	例
(1)	高温多湿作業場所での WBGT 値の測定に係る機器	・WBGT 指数計 - 日本産業規格(JIS)Z8504 - 又は - 日本産業規格(JIS)B7922 に適合したもの
(2)	高温多湿作業場所の WBGT 値を低減させる機器等	・ミストファン ・スポットクーラー ・冷風機 ・除湿機 ・サーキュレーター ・パラソル ・シーリングファン 等
(3)	高温多湿作業場所での労働者の身体冷却等効果がある用品等	・電動ファン付き作業服 ・バッテリー・ファン等の付属品(※3) ・冷却ベスト ・水冷服 ・遮熱ヘルメット ・腰掛ファン ・充電式保冷库 ・ネッククーラー(ネックファン) ・ファン付きヘルメット 等
(4)	高温多湿作業場所での労働者の熱中症対策に特化した深部体温上昇検知等の機能がある機器	・心拍等身体データ計測器 等

※1 購入する物品については、本奨励金事業の目的を果たすことができるものとし、熱中症予防対策に資すると認められるか否かは、「取組結果報告書」(様式第4号)の内容により、審査します。ただし、「2. 対象外となる主な購入物品」は除きます。

※2 都内事業所において購入した物品であることを、支払等関係書類に記載された内容から確認します。

※3 支給申請時には、購入した対象物品の交換用部品(バッテリーのみ等)の写真ではなく、熱中症予防対策に係る物品に装着された状態で実際に使用できることが確認できる写真を提出してください。

2. 対象外となる主な購入物品

(1)	購入した物品の契約・納品・支払が取組期間内に行われていないもの
(2)	中古品
(3)	通常業務や他の取引と混合して支払が行われており、奨励対象事業における物品の購入が明確に区分できないもの
(4)	汎用性があり、業務外の用途に使用しているもの
(5)	飲食料品等の日用品 例：塩分タブレット・塩飴、使い捨ての冷却パック、冷却用の使い捨てシート、保冷剤、保冷ボトル、冷却タオル等
(6)	対外的に生業かつ主要業務としていることが公開情報から確認できない業者等との取引に係るもの
(7)	親会社・子会社・グループ企業等関連会社等との取引に係るもの ※親会社・子会社・グループ企業等関連会社等とは、資本関係のある会社、役員等(これに準ずる者を含む)又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社をいう。 ※会社には個人事業者、法人及び団体等を含む。
(8)	自社の通常業務に関係する物品等(自社で取り扱うもの等)
(9)	物品購入に係る支払関係書類が不備のもの